

雫石町監査委員告示 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 5 年度において町が財政的援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の監査を令和 6 年 5 月 27 日から令和 6 年 6 月 21 日の期間で実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和 6 年 7 月 11 日

雫石町監査委員 小 田 純 治
同 階 研 太

財政援助団体等監査報告書

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項及び雫石町監査基準第2条第1項第3号に規定する「補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払いを保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか」について監査することを目的とする。

2 監査の対象

令和5年度に財政援助を行った団体等のうち、次の補助金等について実施した。

(1) 補助金等交付団体

団体等名称	補助金等内容
新規就農者	雫石町農業人材力強化総合支援事業交付金
雫石商工会	雫石商工会補助金
空き店舗活用事業者	空き店舗活用事業費補助金
町小中学校体育連盟	雫石中学校部活動大会等参加補助金

(2) 公の施設の指定管理者

団体等名称	指定管理施設名
一般財団法人雫石町スポーツ協会	雫石町総合運動公園等
株式会社 航和	雫石銀河ステーション
エネルギープロダクト株式会社	七ツ森地域交流センター

3 監査の期間

令和6年5月27日（月）から 令和6年6月21日（金） まで

4 監査の手順

令和6年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、書類監査及び対面監査を行った。

5 監査の結果（概要）

当年度の財政援助団体等監査の結果は、別添資料に記載した監査結果のとおりである。補助金等は適正に支払われ、各事業の目的に沿って有効に活用されていることを確認した。公の施設の指定管理者について、おおむね適正に処理されているものと認められる。ただし、一部不適切な事務処理が見受けられたため、基本協定を再度確認され、適切な事務処理となるよう、委任者と受任者が一層の相互連携を図り、より円滑な管理運営に努められたい。

雫石町農業人材力強化総合支援事業交付金

1 財政援助団体等名称

新規就農者 計3名

2 財政援助の目的

当該交付金は、農業人材力強化総合支援事業要綱（平成24年4月6日付23経営3543号農林水産事務次官依命通知）に基づいて農業次世代人材投資事業（経営開始型）の資金を交付し、本町の新規就農者の増大を図ることを目的とする。

3 補助金支出額等

補助金交付額	申請年月日	交付決定通知年月日	交付年月日
4,500,000円	令和5年8月25日	令和5年8月25日	令和5年9月15日
	令和6年1月31日	令和6年1月31日	令和6年2月15日

4 監査の結果

当該交付金は適正に支払われ、また事業の目的に沿って活用されたことを確認した。

意欲ある新規就農者が経済的に困ることなく農業に勤しむことができるよう、国の制度を活用し支援している。関係機関等によるサポート体制も充実しており、新規就農者全員が安定した農業経営が可能となるようバックアップしていることを認めた。

今後も意欲ある新規就農者が独立した農業者となるよう、継続して支援されたい。

雫石商工会補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

雫石商工会 会長 高橋 憲 功

2 財政援助の目的

当該補助金は、本町の商工業振興を図るため、雫石商工会の運営及び事業経費に対し補助することを目的とする。

3 補助金支出額等

補助金交付額	申請年月日	交付指今年月日	交付年月日
7,750,000 円	令和5年4月1日	令和5年4月1日	令和5年6月30日 令和6年1月19日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また補助の目的に沿って活用されたことを確認した。

今後も、本町の中小企業事業者の発展と地域活性化のため更に尽力されたい。

空き店舗活用事業費補助金

1 財政援助団体等の名称

空き店舗活用事業者 計3名

2 財政援助の目的

当該補助金は、商店街の活性化を促進し、商業の振興と魅力あるまちづくりを推進するため、町内の空き店舗を活用して新たに小売業、飲食業又はサービス業を営もうとする個人若しくは中小企業者に対し、改装費や家賃に要する経費を補助することを目的とする。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
① (家賃補助) 210,000 円	令和5年4月1日	令和5年4月20日	令和5年11月2日
② (改装費・家賃) 1,150,000 円	令和5年8月17日	令和5年8月17日	令和6年3月31日
③ (改装費・家賃) 1,075,000 円	令和5年12月28日	令和5年12月28日	令和6年3月31日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また補助の目的に沿って活用されたことを確認した。

店舗を構えて起業するという事は初期投資が必要となるため、経営者にとっては大きな負担である。当該補助金を活用して令和5年度は2件の新規事業者が開業しており、当該財政援助の目的は達成され有効性があつたと認められた。

今後も、町内の空き店舗の有効活用と商業発展に活用されるよう、当補助金を広く周知されたい。

雫石中学校部活動大会等参加補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

雫石町小中学校体育連盟 会長 小林 満

2 財政援助の目的

当該補助金は、雫石町中学校における体育及び文化活動の向上並びに部活動の発展に寄与し、加えて生徒及び引率者の金銭的負担を軽減するため、大会等の派遣に要する経費の一部を補助することを目的とする。

3 補助金支出額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
4,545,802 円	令和5年4月27日	令和5年4月27日	令和5年5月25日 令和5年9月8日 令和5年11月30日 (戻入) 令和6年4月23日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また事業の目的に沿って活用されたことを確認した。

生徒にとって大会等に参加することは、体力や技術の向上だけに留まらず、心身共に成長し豊かな人間性が育まれる機会となるため非常に有意義である。

令和5年度は、県内外問わず39の大会等に生徒及び引率者を派遣し、当該財政援助の目的は達成され有効性があったと認められた。

今後、学校部活動の地域連携・地域移行が順次進められていく。社会的要因により回避できないことではあるが、主人公である生徒たちを第一に考え、部活動を通じた人間形成の機会を確保し、安全な活動ができるよう、ソフト及びハードの両面の環境構築に尽力されたい。

「雫石町総合運動公園等」の指定管理

1 財政援助団体の名称及び代表者

一般財団法人雫石町スポーツ協会 会長 荒塚 秀則

2 指定管理施設名

- ・雫石町総合運動公園等社会体育施設
- ・雫石町営クロスカントリースキー場
- ・雫石町ゲートボール場

3 指定管理協定締結期間

令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日

4 指定管理による管理の目的

体育施設を一体的に管理・運営することにより、効率的な公共施設の利活用の推進と、本町のスポーツ振興のため、各競技団体等の指導・育成及び関係機関等との連携・調整することを目的とするものである。

3 指定管理料（令和5年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
82,239,387 円	令和5年4月28日	19,653,127 円
	令和5年7月10日	19,944,980 円
	令和5年10月25日	28,768,513 円
	令和6年1月10日	13,872,767 円

4 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。スポーツ人口を創出すべく自主事業を積極的に実施しており、生涯スポーツの振興に大きく寄与していることを確認した。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【指摘事項】

- (1) 基本協定第14条では、受任者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に委任者の承認を受けることを規定している。しかしながら、当該承認申請及び承認書を確認できなかったため、今後改められたい。
- (2) 基本協定第19条では、個人情報の保護及び秘密の保持について規定しているが、当該条文が現行法令に適合していない。令和5年3月13日付け総務課長通知「個人情報保護の安全管理措置に係る契約（協定）事務の留意点について」に基づき適切な事務手続きをされたい。

【意見】

事業計画書に、モニター会議の設置等によりニーズ把握に努めるとあるが、現状として未達成であることを確認した。各施設の利用や自主事業への参加ニーズ等を把握するため計画的にモニター会議を開催し、利用率の更なる向上に努められたい。

「雫石銀河ステーション」の指定管理

1 財政援助団体の名称及び代表者

株式会社 航和 代表取締役 佐々木 航

2 指定管理施設名

雫石銀河ステーション

3 指定管理協定締結期間

令和5年4月1日 ～ 令和9年3月31日

4 指定管理による管理の目的

雫石銀河ステーションを一体的に管理することにより、民間のノウハウを取り入れながら町の玄関口である駅に賑わいを取り戻し、人が集まる空間づくりに貢献してもらうことを目的とするものである。

3 指定管理料（令和5年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
30,258,000 円	令和5年4月28日	7,564,500 円
	令和5年8月10日	7,564,500 円
	令和5年10月20日	7,564,500 円
	令和6年1月19日	7,564,500 円

4 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。令和5年度は、エキナカカフェ（カフェ7番線）をオープンさせ、また、小学生向けの自主事業を実施するなど、着実に計画を実行していることを確認した。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【指摘事項】

(1) 基本協定第7条では、指定管理業務のため固有の金融口座を開設し、独立した会計処理を厳正に行うことを明記している。しかしながら、本来指定管理費から支払われるべき人件費やその他経費の一部が当該口座から引かれておらず、また、自主事業収入の一部が当該口座に入金されていないことを確認した。指定管理は固有の金融口座にある資金により運営されるべきであるが、経理手続き上、本社が一括して出納をする場合においては、明確な会計処理をすることを前提として他の口座に振り替えることは可能であると考えられる。よって、今後は本規定を遵守するため預金の振替を遺漏なくされるよう指導されたい。

「七ツ森地域交流センター」の指定管理

1 財政援助団体の名称及び代表者

エネルギープロダクト株式会社 代表取締役 丸山 一孝

2 指定管理施設名

七ツ森地域交流センター

3 指定管理協定締結期間

令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日

4 指定管理による管理の目的

七ツ森交流センターを指定管理させることにより、民間のノウハウを取り入れながら、町民の相互交流と移住者との交流拠点づくりに貢献してもらうことを目的とするものである。

3 指定管理料（令和5年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
4,394,000 円	令和6年5月2日	4,394,000 円

4 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。令和5年度は、お試し住居の利用者が増加し収益が増えたこと、またその利用者の中から町内への移住者があったことなど、着実に実績を重ねていることを確認した。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【指摘事項】

- (1) 基本協定第7条では、指定管理業務のため固有の金融口座を開設し、独立した会計処理を厳正に行うことを明記している。しかしながら、金融口座を設けてはいるものの、施設利用料の振込先口座としての利用しかなく、指定管理料の収入及び管理費の支出は本社口座で出納していることを確認した。今後は本業務固有の金融口座によって指定管理の出納を適切に行うよう指導されたい。
- (2) 基本協定第14条では、受任者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に委任者の承認を受けることを規定している。しかしながら、当該承認申請及び承認書を確認できなかったため、今後改められたい。
- (3) 基本協定第31条第2項では、施設賠償責任保険、第三者賠償保険等の保険に加入することを求めている。しかしながら現在未加入であることを確認したため、早急に加入されたい。